

建築協定について

～みんなでつくり、守る 住みよいまちのルール～

建築協定は、地域の良好な住環境や街並みを守るため、土地所有者等が合意して建築物に関するルールを定める制度です。



詳しくは市ホームページへ！

建築協定の仕組みや手続、各地区の協定書概要などを掲載しています。土地の購入・売却、建築を予定されている方は、事前にご確認ください。

河内長野市 建築協定について

検索

1 建築協定とは？

建築基準法に基づき、土地所有者等の合意により、地区の特性に応じた建築ルールを定める制度です。

＜建築協定で定められる主な事項＞

- 建築物の用途
- 敷地の規模
- 建築物の位置
- 建築物の高さ
- 建築物の形態・意匠
- 垣・柵等
- その他、協定で定める建築物に関する事項 など



地域のみなさんが主体となってつくり、運営する制度です。

4 建築協定運営委員会とは？

建築協定の運営を行うために、各地区で設けられている組織です。

＜主に行うこと＞

- 建築計画の確認
- 協定への適合状況の確認
- 協定内容の周知
- 協定違反があった場合の対応
- 建築協定の更新に関すること など



「建築協定」と「建築協定運営委員会」は別のもので

建築協定

土地所有者等の合意に基づき定められた地区の建築ルールです。



建築協定運営委員会

そのルールを運営するための組織です。委員会の構成や役員、運営方法は各地区によって異なります。



※委員の構成・役員・運営方法などは地区ごとに異なります。詳しくは各地区の協定書や運営規則等をご確認ください。

7 市内の建築協定地区一覧

市内の建築協定地区について、協定書概要をホームページでご覧いただけます。



市ホームページで検索

河内長野市 建築協定について

検索

※最新の認可内容等をご確認のうえ、ご利用ください。

2 土地を売買・相続した場合

土地の所有者が変わっても、原則として建築協定の効力が引き継がれます。

建築協定の認可等の公告後に、その建築協定区域内の土地の所有者等となった方についても、原則として建築協定の効力が及びます。

売った人

土地を売ったからといって、建築協定から外れることはできません。



売却後も効力は継続

買った人・相続した人

土地を買った場合、相続した場合も、建築協定に入るかどうかを自由に決めることはできません。



取得後も効力は継続

❗ 土地の購入・売却、相続などをされた場合は、まずご自身の土地が建築協定区域かどうか、どのようなルールが定められているかを市ホームページでご確認ください。

5 建築協定に関する主な手続



加入

建築協定に加入したい場合

隣接地などでは、法律に定められた手続により建築協定に加わることができる場合があります。詳しくは、各地区の協定書をご確認のうえ、建築協定運営委員会または市担当課へご相談ください。



届出

所有者変更等の届出

土地の売買や相続などにより所有者が変わった場合、各地区の運営組織(建築協定運営委員会)への届出が必要な場合があります。詳しくは各地区の協定書をご確認ください。



確認

建築計画の事前確認

建築物の新築、増築、改築、用途変更などを行う場合、事前に建築協定運営委員会の同意が必要な場合があります。詳しくは各地区の協定書をご確認ください。

※手続の内容や必要書類は、各地区の建築協定書や運営規則等で定められています。

3 建築協定区域と隣接地の違い

建築協定区域

建築協定が定められ、その効力が及んでいる区域です。区域内の土地では、建築協定に定められたルールを守る必要があります。



隣接地

建築協定区域に隣接した土地において、将来的に建築協定に加わることが望ましい土地として、建築協定書で定められている土地のことです。比較的簡易な手続で建築協定に加わることができます。



6 建築協定の変更・廃止について

変更する場合



建築協定の内容や区域を変更するためには原則として土地所有者等の全員の合意が必要です。(加入地の一部が脱退する場合を含む)

廃止する場合



建築協定を廃止する場合は、土地所有者等の過半数の合意をもって特定行政庁(大阪府)に申請し、認可を受ける必要があります。



建築協定の変更や廃止などの手続には、建築基準法および各地区の協定書に定められた手続が必要です。

詳しくは各地区の協定書をご確認ください。

土地所有者が個人の判断で自由に建築協定から脱退することはできません。

建築・土地の売買等を行う前にご確認ください！

建築協定は、みなさんの合意でつくられた大切なルールです。地域の良好な環境や街並みを守るため、ご理解とご協力をお願いします。

- ☐ 土地の購入・売却をするとき
- ☐ 新築・増改築・用途変更をするとき
- ☐ 相続により土地を取得したとき
- ☐ 建築協定の内容を確認したいとき など



問い合わせ先

河内長野市 都市サステナ部 都市企画課

☎ 0721-53-1111



市ホームページ:「河内長野市 建築協定について」で検索

(令和8年9月作成)